

オフセット・クレジット(J-VER)制度関連文書における修正事項

オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会事務局
(気候変動対策認証センター)

1. 第1回オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会における指摘事項を踏まえた対応状況

①オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則

規則としての形式を整えたもの（以下、「新規則」）を別途用意することとの指摘を踏まえ、新規則の発効以降、現在の実施規則を実施要領として活用することとし、新規則発効までの間は、現在の実施規則に基づいて制度を運用する。

②オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会規程

電磁的方法や書面による審議を可能とする条項を追加することとの指摘を踏まえ、以下の条項を新たに追加した。

第4条 会合の開催と記録

5. 運営委員会は、必要に応じて、電磁的方法又は書面による審議を行うことができる。

第5条 運営委員会の決定

3. 運営委員会は、必要に応じて、電磁的方法又は書面による決定を行うことができる。

③オフセット・クレジット(J-VER)制度関連文書に係る誤記等

オフセット・クレジット (J-VER) 制度関連文書の全てに係る明らかな誤記等については修正の上、制度発効時の文書として気候変動対策認証センターのウェブページにおいて掲載した。

④未対応の事項

オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会や気候変動対策認証センター等各機関の指定方法、プロジェクト登録の却下と申請者への回答及び却下されたプロジェクト再検討の手続きの規程への明記等、並びにポジティブ・リストにおける既存方法論の適用範

圃の拡大については、今後対応を検討する。

2. オフセット・クレジット（J-VER）制度関連文書に係る事務局の提案

①□ 軽微な変更に係る事務局による対処

オフセット・クレジット（J-VER）制度関連文書に係る軽微な変更迅速かつ柔軟に対応するため、「オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程」に以下の条文を追加する（参考資料 1-2）。

第 8 条

3. 本規程及び関連文書（ただし、J-VER 制度実施規則を除く）における軽微な変更は、関係者と調整の上で、事務局が行うことができる。
4. 前項に基づく軽微な変更については、必要に応じて、当該変更が行われた後に開催される初回の運営委員会において、事務局が報告する。

②オフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論における修正

オフセット・クレジット（J-VER）の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論中、JAM0001（化石燃料から未利用林地残材へのボイラー燃料代替に関する方法論）において、以下の修正を行い、「2008 年 12 月 18 日版」（参考資料 1-3）とする。

- ・ P2 の「5. ベースライン排出量の算定」における「林地残材によって代替された化石燃料の CO₂ 排出係数」について、「算定が困難な場合は、使用されていた燃料のうち、排出係数の最も「低い」燃料の排出係数を適用可能とする」こととする。

また、P3～P4 の「7. モニタリング」における「林地残材によって代替された化石燃料の CO₂ 排出係数」について、「なお、 $CEF_{化,y}$ 及び $CEF_{個燃,y}$ について、燃料が全部代替されており、クレジット期間中の測定が不可能な場合は、過去 1 年間における測定値を適用可能とする」こととする。

- ・ P3 の「6.2.2 電力消費によるプロジェクト排出量の算定」における林地残材の事前処理における年間電力の排出係数について、当該電力が自家発電によるものである場合の算定式を追加し、「算定が困難な場合は、使用されている燃料のうち、排出係数の最も「高

い」燃料の排出係数を適用可能とする」こととする。算定式は以下のとおり。

$$CEF_{\text{電力}} = \frac{\sum_{\text{発電所}} \sum_{\text{個燃}} (Q_{\text{発電所, 発燃, y}} \times GCV_{\text{発燃, y}} \times CEF_{\text{発燃, y}})}{\sum_{\text{発電所}} EG_{\text{発電所, y}}}$$

$Q_{\text{発電所, 発燃, y}}$ 発電に使用された、各発電施設における各化石燃料の消費量（重量単位/年 or 体積単位/年）
 $GCV_{\text{発燃, y}}$ 発電に使用された各化石燃料の単位発熱量（GJ/重量単位 or GJ/体積単位）
 $CEF_{\text{発燃, y}}$ 代替された各化石燃料の排出係数（tCO₂/GJ）
 $EG_{\text{発電所, y}}$ 各発電施設における年間発電量（MWh/年）

これらのパラメータについて、P3～P4 における「7. モニタリング」において記載を追加する。

- P6 の「本方法論に関する FAQ」について、以下の通り修正する（下線部が追加・修正点）。

Q3. 林地残材の運搬に伴う CO₂ 排出量は考慮する必要があるのでしょうか？

ボイラーでの燃料使用のために新たに運搬作業が行われますので、CO₂ 排出量を考慮する必要があります。なお、事前処理がボイラーとは異なる事業所で実施された場合は、当該事業所を経由する、林地残材及び破碎・選別後の木質バイオマス燃料の運搬経路全てが CO₂ 排出量の算定・モニタリング対象となります。

Q4. 林地残材の事前処理による CO₂ 排出量とはどのようなものですか？

林地残材の破碎や選別など、ボイラー投入前に必要とされる林地残材の処理工程からの CO₂ 排出量を対象とします。なお、事前処理がボイラーとは異なる事業所で実施された場合は、当該事業所における CO₂ 排出量の算定・モニタリングが必要です。